第四十一号議案

江戸川区立学校設備使用条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者　江戸川区長　多　田　正　見

江戸川区立学校設備使用条例の一部を改正する条例

江戸川区立学校設備使用条例（昭和二十三年九月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

種別		使用料（一時間単位）
屋内運動場	体育館	四一〇円
	小運動場	一〇〇円
教室（一室）		五〇〇円
校庭		一〇〇円
篠崎小学校	和室	一〇〇円
	多目的室	二一〇円
プール		一〇〇円 ただし、小・中学生は二〇円
テニスコート（一面）		一〇〇円 ただし、小・中学生は無料

備考

一　使用できる学校プール及び使用期間は、委員会が別に定める。

二　使用できる学校テニスコートは、委員会が別に定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の江戸川区立学校設備使用条例別表の規定は、施行日以後に使用する者から適用し、同日前に使用する者及び同日前に既に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。